不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>一般廃棄物処理基準不適合による認定業者に対する支障の除去のための措置命令</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１９条の４の２第１項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課係名</td><td>市民生活部環境課生活環境係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基準
（未設定の場合はその理由）</td><td>法第１９条の４の２第１項の規定による。
第１９条の４の２　前条第１項に規定する場合（第９条の９第１項の認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集、運搬又は処分が行われた場合に限る。）において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、市町村長は、当該認定を受けた者（処分者等を除く。以下「認定業者」という。）に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。
⑴　処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによつては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。
⑵　認定業者が当該認定に係る一般廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第９条の９第９項の規定の趣旨に照らし認定業者に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２７年４月１日設定（平成２８年６月２７日最終変更）</td></tr>
</table>